

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会  
ユニバーサルサービス委員会  
(第11回)議事概要

1. 日時: 2025 (令和7) 年1月23日 (木) 10:03~10:21

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川県立大学経営学部教授)、

三友仁志委員 (早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)、

高口鉄平専門委員 (静岡大学大学院情報学領域教授)、

砂田薫専門委員 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、

平野祐子専門委員 (主婦連合会常任幹事)、

山郷琢也専門委員 (TMI 総合法律事務所パートナー弁護士)、

若林亜理砂専門委員 (駒沢大学大学院法曹養成研究科教授)

(2) 事務局(総務省総合通信基盤局):

・ 電気通信事業部 大村電気通信事業部長

堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官、

望月基盤整備促進課課長補佐、寺沢基盤整備促進課係長

4. 議題:

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案等について

5. 議事録

**【寺沢係長】** 事務局でございます。定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内させていただきます。

本日はオンラインによる開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、ハウリングなどの防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット

機能などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は関口主査をお願いしたいと存じます。関口主査、よろしくようお願いいたします。

**【関口主査】** 関口でございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会ユニバーサルサービス委員会第11回会合を開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

**【望月補佐】** 事務局でございます。

本日の資料は議事次第、資料であり、構成員の皆様には事前に送付させていただいております。また、傍聴されている方は、本日はウェブ会議のチャットにてダウンロードリンクを御案内しておりますので、こちらから御覧いただければと思います。以上でございます。

**【関口主査】** ありがとうございます。本日はホームページがうまく載っていないようなので、チャット欄から資料のダウンロードをお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと存じます。本日は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案等について、御審議をいただきたいと存じます。

最初に、私から若干説明をいたします。本件の省令案全体としては、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に係る交付金・負担金の算定等に関する部分につきまして、今般、新たな総務省令の制定と、既存の電気通信事業法施行規則といった総務省令の一部改正を行うものになります。

このうち、この会議の親会である情報通信行政・郵政行政審議会に諮問しなければならない事項について、昨年12月11日に総務大臣から審議会に対して諮問がなされました。その際、開催された電気通信事業部会において、本件についてはパブリックコメントを実施し、寄せられた御意見を踏まえ、このユニバーサルサービス委員会において調査検討してほしいということ、そして、その上で最終的に電気通信事業部会としての答申をまとめることがそれぞれ決まりました。

そこで、事務局において約1か月間、パブリックコメントが実施され、本日、その結果が資料として提出されてきております。まず、事務局に寄せられた御意見と、それに対する考え方の案などを説明していただきたいと思います。その説明の後、審議に入りたいと

存じます。

では、事務局のほうから説明をお願いいたします。

**【大堀企画官】** 総務省基盤整備促進課、大堀でございます。本日の会議資料、右上に単に「資料」と書かれているものをお開きください。

まず、2ページ目から始まります「別紙1」を使いまして、今回の「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案等に対する意見及び意見に対する考え方（案）」について御説明申し上げます。先ほど関口主査から御紹介いただきましたとおり、先月12月12日から今月15日まで35日間、パブリックコメントを実施し、法人・団体合わせて7件の御意見を頂戴しました。このうち、必要的諮問事項としてお諮りした新規省令案などの部分に関しては、左側の3件となりまして、これについて、その内容を規定の項目順に並べて整理したものを、右下3ページ目以降に御用意いたしました。

右下3ページ目を御覧ください。表の左側に、今回頂戴した御意見をそのまま引用し、便宜、通し番号を意見1、意見2、のように振りました。それぞれに対応して、右側にはその御意見に対する考え方の案を記載しております。

まず、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案について、「意見1」から「意見12」まで頂戴いたしました。「意見1」から「意見4」までは、いずれも、今後の制度運用の在り方や今後の継続検討事項についての御意見になります。

「意見1」は、いわゆる3条許可の運用について、「意見2」は、既に支援区域となっている町字内で新規に整備をする場合の支援の在り方について、「意見3」は、いわゆる標準判定式の見直しについて、そして、「意見4」は、総務大臣が必要と認める場合に定める告示の内容について、それぞれお考えを頂戴しております。それぞれへの考え方は記載のとおりでございますが、今後の運用等に当たって参考とさせていただきたい旨書かせていただきました。

右下4ページ目を御覧ください。「意見5」は、いわゆる特異判定式において維持管理費用の算定をその設備の構築費用に依拠して考えることに賛同いただいたものになります。

次に、「意見6」及び「意見7」は、未整備地域及び公設地域の施行規則上の根拠条文が逆になっていることを御指摘いただいたものであり、そのとおりでございますので、御覧のとおり、黄緑色の部分と青色の部分を入れ替える等の修正をさせていただきたいと思

います。

右下5ページ目を御覧ください。「意見8」は、既存の電柱等もいわゆる特異判定式において考慮したこと等に御賛同をいただいた御意見となっております。

右下6ページ目を御覧ください。「意見9」及び「意見10」は、いずれも御賛同の御意見であり、「意見9」は、いわゆる支障移転や鳥獣被害等による設備の更新を減価償却費の中で考慮することについて、「意見10」は、通信と放送を2対1で費用配賦することについてであります。なお、「意見10」のただし書のところで、放送サービスへの支援について御意見をいただいております。

次に、「意見11」については、自治体所有の光ファイバを譲り受ける予定日が途中で変更になった場合に、その変更先の日程が2年後であり、その前に、毎年8月の原価の届出がある場合の整理が必要とする御意見であります。これについては、御指摘のとおりでございますので、条文を修正し、右下7ページ目の右上の下線にありますとおり、「又はその翌事業年度」の文言を追記するとともに、ただし書の部分で、毎年8月の原価の届出であります第8条届出が間に合うのであれば、それに依拠して譲受け後に受け取る第二種交付金の額を算定するとさせていただきたいと思っております。

「意見12」は、今回改正する報告規則に基づき御報告いただこうと思っている内容には、L2接続によるものも数として含まれるはずであり、卸に限定して整理した条文の記載ぶりを修正すべきとする御意見です。こちらも御指摘のとおりであります。右側の下線部にありますとおり、原案では、「卸電気通信役務」と特定していた文言を削除いたしまして、「一次MVNOに提供する回線数」として、卸に限定しない書きぶりにする修正をさせていただきたいと思っております。

最後に、右下8ページ目を御覧ください。施行規則や報告規則といった既存の省令4本をまとめて改正する省令案につきまして、「意見13」から「意見15」まで、3つの御意見を頂戴しました。いずれも賛同意見となっております。

「意見13」及び「意見14」は、備置き義務の廃止について御賛同いただくものであり、「意見15」は、第二種負担金の算定に係る役務の範囲を明確化することについて御賛同いただくものとなっております。なお、「意見15」は、規定ぶりについての御意見と広報についての御要望が含まれておりまして、特に広報については、国、自治体、支援機関、事業者が連携し、それぞれの立場から必要な周知・広報を重疊的に行っていくことが重要と記載いたしました。

次のページ、右下9ページ目からは、審議会への諮問事項ではない部分についての御意見を掲載させていただきました。「意見16」から「意見24」までございますが、こちらは総務省の考え方をそれぞれ記載させていただきましたので、ここでの御説明は割愛させていただきます。

次に、縦置き中央下16ページ目からは、「別紙2」といたしまして、今回、諮問時に提示させていただき、パブリックコメントに付した新規省令案に対して、赤字の見え直し修正を加えたものを付けてございます。同様に、縦置き中央下94ページから「別紙3」としまして、一部改正省令案に対して、赤字の見え直し修正を加えたものを続けさせていただいております。これらはパブリックコメントの結果を踏まえたもののみならず、もう一度事務局で精査をいたしまして、省令を制定するに当たり、内容を変えずに、より分かりやすく、かつ適正な条文の規定ぶりとなるよう、技術的な修正を施した箇所なども盛り込ませていただきました。

以上の「別紙1」から「別紙3」までを束ねる資料といたしまして、「報告書」という一枚紙を御用意いたしました。資料の初めに戻っていただきまして、表紙をおめくりいただいて、縦置き中央下1ページ目を御覧ください。僭越ではございますが、事務局において、この委員会の親会である電気通信事業部会に対し、この委員会から今回の調査検討の結果を御報告いただくための「報告書」の案を作成させていただきました。御覧のような記載で、別紙1と別紙2、3を統括し、いずれも適当と認められるとする内容にさせていただいております。

以上になります。御審議のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

**【関口主査】** どうもありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。御意見等ある方は、チャット、もしくは直接の御発言で結構でございますので、お知らせいただければ幸いです。山郷先生、お願いできますか。

**【山郷専門委員】** 山郷でございます。意見というわけではないですけども、御説明いただいた事項、いずれも適当と考えております。以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。今回条文の対応が取れていないなど、かなり細かなところにつきまして事業者の方から御指摘を頂戴しました。こういったところにつきまして適切に修正されているというように私も感じます。三友先生からチャット欄に入っておりますので、お願いいたします。

**【三友委員】** 私も感想を申し上げたいと思いますけれども、これまで総務省におかれましては、非常に困難な作業をずっと進めていただきまして、このような形で省令にまとめることができました。それに対してパブコメの内容を伺いますと、非常に前向きで、なおかつ、この制度をより完璧なものにするような御意見だったと思います。それに対する対応につきましても、適切であると判断いたします。

感想でございますけれども、そのように思いました。以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。ほかに御意見、あるいは感想でも結構ですけれども、御発言いただける方いらっしゃいますでしょうか。

今、山郷先生、三友先生から、賛同の御意見、感想をいただきました。若林先生から手が挙がっております。先生、お願いいたします。

**【若林専門委員】** 御説明いただき、どうもありがとうございました。私も内容に賛成いたします。また同時に、条文のほうも、修正だけでなくて分かりやすい形で修正を行ったというお話、それも大変よろしいのではないかと思います。以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。砂田先生、お願いいたします。

**【砂田専門委員】** 私も既に皆さんがおっしゃっているのと同じ感想を持ちまして、今回は事業者の方から非常に建設的な良い御指摘をいただいたと私も思っていますし、それから、それに対する修正も適切に行われていると思いました。

今後、このような形になったのがうまく展開されるように、最後には、広報のところでいろいろな関係機関が協力してというようなこともありましたので、そういった広報活動も協力しながら、これが周知されていくといいなと思いました。

感想ですみません。以上です。

**【関口主査】** どうもありがとうございます。チャット欄に高口先生から御賛同で、「重要な指摘、取りまとめ、感謝申し上げます」という御意見を頂戴しております。

平野先生、お願いいたします。

**【平野専門委員】** 私も、内容が修正されてきている点を評価し、皆様同様、賛同させていただきます。取りまとめ、お疲れさまでした。ありがとうございます。

**【関口主査】** どうもありがとうございました。

皆様から御賛同の意見を頂戴したということで、ほかに特段、追加の御意見等ございませんようでしたら、意見交換はこのぐらいにさせていただきたいと存じます。

ただいまの感想、御議論をいただきまして、報告書（案）に対する修正意見は特段ございませんでしたので、1月29日、水曜日に開催される電気通信事業部会に本委員会の検討結果として、この報告書（案）の内容について御報告を申し上げたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【関口主査】** どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

本日、以上をもって審議が終わりましたので、次回会合につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

**【望月補佐】** 本日も皆様、ありがとうございました。次回会合につきましては、後日、事務局から御連絡を申し上げます。よろしくお願いいたします。

**【関口主査】** どうもありがとうございます。

以上をもちまして、情報通信行政・郵政行政審議会、電気通信事業部会、ユニバーサルサービス委員会、第11回会合を終了いたします。

お忙しいところ御参集賜りまして、ありがとうございました。失礼いたします。

（以上）